

人間-生活環境系学会 和文誌「人間と生活環境」査読要綱

人間-生活環境系学会の和文誌「人間と生活環境」（以下、本誌という）に投稿された論文（原著論文、総説、技術報告、短報、資料）は以下の要綱に基づき査読を行い、和文誌編集委員会が掲載の可否を決定する。

1. 審査員

原則として、会員の中から研究分野に近い者、2名に査読を依頼する。

2. 査読項目（審査事項）

I. 本文・和文要旨

- 1) 内容が本学会誌に適切であるか。
- 2) 題目・副題目が適切であるか。
- 3) 論文として新しい事実、又は価値ある結論が得られているか。
- 4) 論旨、実験方法、調査方法、などが適正であるか。
- 5) 理解しやすく書かれているか。
- 6) 図・表の作成や説明文が適切であるか。
- 7) 和文要旨は本文の内容を適切に表しているか。
- 8) 和文のキーワードが適切であるか。
- 9) 明らかな商業的・政治的・宗教的な意図がないか。

II. 英文要旨・図表の英文

- 1) 英文要旨は本文の内容を適切に表しているか。
- 2) 理解しやすく書かれているか。
- 3) 図表の英文が適切であるか。
- 4) 英文の題目・副題目が適切であるか。
- 5) 英文のキーワードが適切であるか。
- 6) 英文要旨が200語以内にまとめられているか。

3. 査読結果の判定

査読結果の判定は以下の4つとする。

- A. このまま掲載してよい。
- B. 審査員の小幅な指摘箇所を著者が再考して完成論文とすれば掲載してよい。
(修正された原稿は、審査員の意見を基に編集委員会において審査する)
- C. 審査員の指摘箇所を著者が再考した後、審査員がもう一度見て判定する。
- D. 掲載否とする。
この場合には以下の理由を付して、著者へ戻される。
 - a. 学術論文としての価値が認められない。
 - b. 再投稿には、大幅な修正が必要である。
 - c. 投稿項目を短報、資料、総説、技術報告に変更すれば審査の対象となりうる。
 - d. 本学会誌に掲載するのは適さない。

4. 本誌への掲載の決定

2名の審査員が掲載を許可した場合にのみ本誌へ掲載する。審査員の意見が分かれた場合には、第3の審査員の判断を求める。

5. 異議申し立て

本誌への掲載が「不採用」の場合で、その「不採用」の理由に対して、著者が明らかに不当と考えた場合には、不当とする理由を明記した文書をもって、編集委員長宛てに異議申し立てをすることができる。異議申し立てがあった場合は、編集委員会において検討し、編集委員会が必要と認めた場合は、不採用判定時の論文を対象に審査員を変更して審査を継続する。

以上